平成２２年（フ）第５８号
広島県三次市十日市西５丁目２番11号
債務者　川島　善人
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２３年（フ）第１３号
大分県別府市大字鶴見2607番地の８
債務者　高岸隆太郎
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第５７４号
大分県別府市大字鉄輪859番地の13　ロイヤルタウン大観山
債務者　田中　俊英
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２３年（フ）第８号
京都府船井郡京丹波町豊田曽谷126番地
債務者　小林　靖明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３４９７号
札幌市北区屯田６条６丁目５番６号　クレストールケントパレス104号
債務者　工藤　　要
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３９３４号
北海道石狩市花川南９条１丁目35番地
債務者　白戸ゆか子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３９５９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番23―409号
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３９７１号
札幌市厚別区大谷地東５丁目３番28号　第３大成コーポ201号
債務者　鈴木美保子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４０４２号
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番８号　フラット豊平201号
債務者　竹谷由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４０５５号
札幌市東区北26条東20丁目５番18号　丸山ハイツ202号
債務者　杉本　雄樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４１０３号
札幌市豊平区平岸７条15丁目２番８号　クレールパーク102号
債務者　飯田　志帆（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４１１８号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目３番１―102号
債務者　荒川　滋美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４１４１号
北海道石狩郡当別町六軒町7001番地24　プラシードカーサＴ・Ｒ―Ⅱ202号
債務者　成田　導亮
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２３号
群馬県安中市原市2117番地　県営原市第２団地Ｃ棟34号
債務者　吉澤　由美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２２年（フ）第３０３９号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟709号
債務者　鈴木　太一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３０４０号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅２棟709号
債務者　鈴木富士子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１５３４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁79番地１　浜寺団地４棟86号
債務者　金谷　靖彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係